

長野県告示第 64 号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

令和 3 年 2 月 18 日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	区 域
南相木村栗生水資源保全地域	南相木村 5092 番 1、5092 番 2、5092 番 4、5092 番 6、5092 番 7、5092 番 9、5092 番 11、5092 番 14、5092 番 16、5092 番 18、5093 番 1、5093 番 2、5094 番 1、5094 番 2、5094 番 3、5094 番 4、5095 番 1、5095 番 2、5095 番 3、5095 番 4、5095 番 5、5098 番 4 及び 5098 番 5 の区域
南相木村立原水資源保全地域	南相木村 6334 番 25、6334 番 27、6334 番 28、6334 番 32、6334 番 34、6334 番 35、6334 番 36、6334 番 37、6334 番 68、6334 番 92、6334 番 94、6334 番 97、6334 番 100、6334 番 102 及び 6334 番 141 の区域
南相木村鳥の向水資源保全地域	南相木村 6474 番 4 及び 6475 番 6 の区域
南相木村三川水資源保全地域	南相木村 5760 番 1、5760 番 2、5761 番 1、5761 番 2、5761 番 3、5762 番 1、5762 番 3、5762 番 4、5762 番 5、5762 番 6、5762 番 7、5764 番、5765 番 1、5765 番 2、5766 番 1、5767 番 1、5767 番 3、5768 番 1、5768 番 2、5768 番 3、5768 番 6、5769 番 1、5769 番 2、5769 番 3、5769 番 6、5770 番 1、5770 番 2、5770 番 4、5771 番 1、5771 番 2、5775 番、5776 番、5777 番 1、5777 番 2、5778 番 1、5778 番 3、5778 番 4、5778 番 6、5778 番 7、5779 番 1、5779 番 7、5779 番 8、5779 番 11、5780 番 1、5781 番、5782 番、5783 番、5784 番 1、5784 番 2、5784 番 3、5785 番 2、5785 番 3、5785 番 4、5785 番 6、5786 番 1、5786 番 2、5786 番 3、5786 番 6、5786 番 7、5787 番 1、5787 番 3、5788 番 1、5789 番 1、5789 番 2、5789 番 3、5790 番 1、5791 番 3、5792 番 1、5792 番 3、5792 番 6、5793 番、5794 番 1、5794 番 2、5794 番 3、5795 番 1、5795 番 3、5795 番 5、5795 番 6、5796 番 1、5796 番 2、5797 番、5798 番 1、5798 番 2、5799 番、5800 番、5801 番、5802 番 1、5802 番 2、5803 番、5804 番、5805 番 1、5805 番 2、5805 番 3、5806 番 1、5807 番、5808 番 1、5808 番 2、5809 番 1、5809 番 2、5809 番 3、5809 番 4、5810 番、5811 番 1、5811 番 3、5811 番 5、5811 番 6、5812 番 1、5812 番 2、5812 番 3、5813 番 1、5813 番 3、5813 番 6、5814 番 1、5814 番 3、5814 番 6、5814 番 7、5814 番 8、5814 番 11、5814 番 13、5816 番 1、5816 番 3、5817 番、5818 番 1、5818 番 2、5818 番 3、5818 番 4、5818 番 8、5819 番、5820 番、5821 番 1、5821 番 3、5821 番 5、5822 番 1、5822 番 3、5822 番 4、5831 番 1、5832 番 及び 5834 番 1 の区域

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県佐久地域振興局及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課